

戸頭町会補助金規定

(目的)

第1条

戸頭町会及び戸頭地区の少子高齢化が急速に進む状況下において、戸頭町会及び戸頭地区を中心とした「地域助けあい」を目的とする活動団体へ補助金を支給する。

(支給対象者)

第2条

活動団体が1条の目的に適合し、15名以上で構成されており、町会員が50%以上在籍していること。尚且つ以下の各項の何れかを主体とする戸頭地域での活動団体であることとする。

- 1) 高齢者の一人暮らし世帯、老齢介護世帯のボランティア及び援助活動をしている団体。
- 2) 老人や障害者施設に対し定期的なボランティア活動をしている団体。
- 3) 子育て・青少年育成を目的とする団体。(この団体については町会員の構成率が50%未満でも承認する。また、10名以上の構成員でも承認できる。)
- 4) 戸頭町会及び戸頭地域の美化・清掃活動を目的とする団体。
- 5) 戸頭町会及び子供たちへの防犯活動を主とする活動団体。
- 6) その他、戸頭町会の主催する年間行事をバックアップする団体。
- 7) 活動団体の代表者が町会会員であること。

(支給対象団体決定基準)

第3条

各団体の申請は各年度6月末までに支給申請書で受付終了し、団体の規模、目的、活動内容及び町会員の構成比率等を精査した上で、当年度の7月の役員会と運営委員会に諮り、支給団体を決定する。

(支給日と支給金額)

第4条

各年度7月末日までには年間分を一度に支給する。

2項 支給金額については、その団体に加盟する町会員一人当たり500円を基本とする。但し、役員会や運営委員会で戸頭町会会員や戸頭地域に多大な貢献をすると認めた団体についてはこの限りではない。なお、一団体30,000円を限度額とする。

(告示及び申込受付)

第5条

町会の広報部は、5月度町会報及びホームページに掲載し、6月末までに、別紙申請書類で申込を受け付ける。

(審査基準と提出書類)

第6条

各団体は次の各項で審査する。申請提出資料は、この各項を記載した別紙の申請書を提出。

- 1) 団体の名称、代表者名、結成年月日、設立目的。
- 2) 団体員総数と戸頭町会会員数及び会員名簿。

- 3) 前年度決算報告書と当年度予算計画書。
- 4) 前年度の活動実績と当年度の活動方針を記載。

(付記)

1. 平成12年4月23日に制定し、施行した戸頭町会の「青少年育成団体への補助金規定」を廃止する。
2. 平成22年4月18日より戸頭町会「補助金規定」を施行する。